

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達
手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条の規
定によって公告する。

令和8年5月28日

広島県知事 横 田 美 香

県決第14号

1 調達の内容

(1) 件名

航空燃料（年間単価契約）

(2) 数量

次表のとおり

分 類		予定数量
航空燃料	通常用	198,000 リットル
	時間外	6,000 リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県会計管理部契約・調達管理課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

令和8年3月30日

4 契約の相手方の名称、所在地及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

分 類		名 称	所 在 地	契約金額
航空燃料	通常用	マイナミ空港 サービス株式 会社西広島事 業所	広島市西区観 音新町四丁目 10番2号	1リットル当たり 191.56円
	時間外			230.06円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約を行った理由

特例政令第11条第1項第1号該当